

居宅介護支援利用料

厚生労働大臣が定める基準による居宅介護支援利用料は次のとおりです。

ただし、ご利用者の要介護度が要介護 1～5 に該当の場合は、ご利用者負担はありません。〈月額〉

| 居宅介護支援費 | | |
|---|-----------|---------------------|
| 居宅介護支援費(Ⅰ) 当事業所の居宅介護支援専門員 1 人当たりの担当件数が 45 件未満の部分 | 要介護 1・2 | 10,860 円 |
| | 要介護 3・4・5 | 14,110 円 |
| 居宅介護支援費(Ⅱ) 1 人当たりの担当件数が 45 件以上 60 件未満に該当する部分 | 要介護 1・2 | 5,440 円 |
| | 要介護 3・4・5 | 7,040 円 |
| 居宅介護支援費(Ⅲ) 1 人当たりの担当件数が 60 件以上に該当する部分 | 要介護 1・2 | 3,260 円 |
| | 要介護 3・4・5 | 4,220 円 |
| 特定事業所加算 | | |
| 特定事業所加算(Ⅰ) 事業所が特定事業所加算(Ⅰ)の算定要件を満たし、届け出を行った場合の利用料。 | | 5,190 円 |
| 特定事業所加算(Ⅱ) 事業所が特定事業所加算(Ⅱ)の算定要件を満たし、届け出を行った場合の利用料。 | | 4,210 円 |
| 特定事業所加算(Ⅲ) 事業所が特定事業所加算(Ⅲ)の算定要件を満たし、届け出を行った場合の利用料。 | | 3,230 円 |
| 退院・退所加算 | | |
| 入院・入所していたご利用者の退院・退所に際して、病院、施設等の職員と面接を行い、ご利用者に関する必要な情報の提供を求める等の連携を行った場合。(カンファレンス参加有無で相違あり) | | 4,500 円～ 9,000 円 |
| 入院時情報連携加算 | | |
| 入院時情報連携加算(Ⅰ)介護支援専門員が病院又は診療所に対して、当該病院又は診療所の職員に対して入院した日のうちに必要な情報提供を行った場合。(提供方法は問わない) | | 2,500 円 |
| 入院時情報連携加算(Ⅱ)介護支援専門員が病院又は診療所に対して、当該病院又は診療所の職員に対して入院した日の翌日又は翌々日に必要な情報提供を行った場合。(提供方法は問わない) | | 2,000 円 |
| 初回加算 | | |
| 新規に居宅サービス計画を作成するご利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合。 | | 3,000 円 |
| 緊急時等居宅カンファレンス加算 | | |
| 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。 | | 2,000 円 |
| ターミナルケアマネジメント加算 | | |
| ご利用者又はご家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前日 14 日以内に 2 日以上訪問し、主治医等の助言を得つつ、状態やサービス変更の必要性等の把握、支援を実施した場合。 | | 4,000 円 |
| 通院時情報連携加算 | | |
| 利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。 | | 500 円 |